

## 1月15日から マイナンバーカードの 「申請時来庁方式」を開始

問い合わせ 市民課(TEL.892・0121)、  
星田出張所(TEL.891・2031)

申請者(本人)が市役所に  
来庁して申請手続きを行い、  
後日、本人限定受取郵便でマ  
イナンバーカードを受け取る  
「申請時来庁方式」の申請方  
法を開始しますので、ご利用  
ください。申請は任意です。  
開始日 30年1月15日(月)  
■「申請時来庁方式」の流れ  
▽市役所でマイナンバーカー  
ドを申請し必要な持ち物を  
持参し本人確認後、通知  
カード・住民基本台帳カー  
ド(持っている人のみ)を  
返納し、暗証番号設定依頼  
書などを記入する  
※必ず、本人が来庁してくだ  
さい(代理人申請不可)。

15歳未満および成年被後見  
人の人は、法定代理人と本  
人の同行が必要です。  
▽地方公共団体情報システム  
機構で、マイナンバーカー  
ドを作成  
▽マイナンバーカードが市役  
所に届いたら、本人に送付  
※申請後、1か月程度でマイ  
ナンバーカードが市役所に  
届くと、本人限定受取郵便  
で本人(住民登録地)に送  
付します。

**必要な持ち物**  
①個人番号カード交付申請書  
(窓口での発行も可能です)  
②通知カード(回収します)  
③写真1枚(縦4.5センチ×横  
3.5センチ、最近6か月以  
内に撮影し、正面・無帽・  
無背景のもの)  
④住民基本台帳カード(持っ  
ている人のみ・回収します)  
⑤本人確認書類(次の(A)が2  
点、または(A)1点と(B)1点  
もしくは通知カードと(A)1  
点か(B)2点(うち1点は公  
的機関が発行したもの)で  
も可能  
※15歳未満、または成年被後  
見人同行する法定代理人  
も同様に、本人確認書類が

必要です。  
(A)写真付きの公的機関発行書  
類(運転免許証、旅券、住  
民基本台帳カード、在留  
カード、身体障がい者手帳、  
療育手帳など)  
(B)「氏名・生年月日」または「氏  
名・住所」が記載された書  
類(健康保険証、年金手帳  
介護保険証、社員証、学生  
証、年金証書など)  
⑥代理権の確認書類(15歳未  
満、または成年被後見人の  
法定代理人のみ)  
▽15歳未満の場合(戸籍謄本  
(ただし「本籍地が交野市  
にある場合」または「本人  
が代理人と同一世帯かつ親  
子関係にある場合」は不要)  
▽成年被後見人の場合(被後  
見人と後見人の関係を証す  
る公的書類(登記事項証明  
書など))  
⑦印鑑  
受付窓口 市民課、星田出張  
所

※なお、従来どおり、申請者  
が郵便またはパソコン・ス  
マートフォンなどで申請を  
行い、市役所に来庁して  
カードを受け取る申請方法  
も行っています。

## 交野市任期付き 職員を募集

問い合わせ 人事課  
(TEL.892・0121)



保育士の「任期付常勤職  
員および任期付短時間勤務職  
員」を募集します。

受験資格・採用予定人数な  
どは、下表のとおりです。な  
お、国籍・性別は問いません。  
**選考方法**  
▽応募時に提出された、採用  
試験申込書による書類選考  
▽小論文および面接  
採用予定日 平成30年4月1  
日

職 種 (募集人数)	受験資格
任期付常勤職員(保育士)〈8人程度〉	昭和34年4月2日以降に生まれ、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有する人
任期付短時間勤務職員(保育士)〈3人程度〉	昭和31年4月2日以降に生まれ、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有する人

※平成30年3月末までに、資格取得見込みの人を含む。

**採用予定人数**  
▽任期付常勤職員(保育士)  
118人程度  
▽任期付短時間勤務職員(保  
育士)113人程度  
※詳しくは、市ホームページ  
をご覧ください。  
**申し込み** 12月1日(金)18  
日(月)の午前9時~午  
後5時30分(土・日曜日を  
除く)に、市役所本館2階  
人事課

## マイナンバーの セキュリティは 大丈夫？



個人情報保護を保護する制度  
やシステム整備、法律に違  
反した場合の罰則強化な  
ど、安心・安全の確保に万  
全を期しています。  
♣マイナンバー制度のセ  
キュリティー  
▽番号確認と本人確認でな  
りすましを防止、マイナ  
ナンバーの利用範囲や情報  
連携の範囲を法律で制限  
独立性の高い第三者機関  
による監視・監督を実施  
♣カードのセキュリティ  
▽ICチップには、税や年  
金などの個人情報記録  
されません。  
▽情報の不正な読み取り  
や、偽造ができないよう  
対策が施されています。  
問い合わせ 総務課(TEL.8  
92・0121)

## パブリックコメントを 実施します

問い合わせ ①子育て支援課(TEL.893・6406)②財産  
管理課③政策企画課④危機管理室(TEL.892・0121)

市は、①②④の計画案など  
を公表し、市民のみなさんか  
らの意見を募集します。

①交野市子ども・子育て支援  
事業計画(見直し案)  
▽「子ども」の貧困対策に係る  
計画の追加(28年度に実  
施した「子ども」の生活に関  
する実態調査)の結果など  
を基に、貧困対策に係る効  
果的な施策の展開を目的と  
し、計画の策定を行うもので  
す。  
▽子ども・子育て支援事業計  
画に係る目標値の見直し(27  
~31年度実施の「子ども・  
子育て支援事業計画」は、  
中間年に当たり、教育や保  
育および地域子ども・子育

て支援事業において、量の  
見込みと確保の方策に、一  
定以上のかい離が見られる  
ものを対象に、見直しを行  
うものです。  
**意見の提出期間** 12月1日  
(金)~1月5日(金)  
**担当課** 子育て支援課  
②交野市公共施設等再配置計  
画(素案)  
28年度に策定した「公共施  
設等総合管理計画」に基づき、  
各施設の10年間の具体的な取  
り組み方を示すことを目的に  
進めていくものです。  
**意見の提出期間** 12月4日  
(月)~1月4日(木)  
**説明会を実施**  
パブリックコメントの実施  
に合わせて、公共施設等再配  
置計画(素案)の説明会を実  
施します。  
ときとところ(各1時間程度)  
▽12月8日(金)午後7時~  
市役所別館3階 中会議室  
▽12月9日(土)午後1時~  
市役所別館3階 中会議室  
**内容** 素案内容の説明、質  
疑、パブリックコメントの  
案内  
**担当課** 財産管理課  
③地域再生計画(素案)

地域経済の活性化や雇用機  
会の創出、地域の活力の再生  
を総合的かつ効果的に推進す  
るため、地域が行う自主的・  
自立的な取り組みを国が支援  
する「地域再生制度」を活用し、  
「交野市まち・ひと・しごと創  
生総合戦略」に基づいた事業に  
ついて、国の財政的支援を受  
けるために行うものです。  
**意見の提出期間** 12月4日  
(月)~1月4日(木)  
**担当課** 政策企画課  
④交野市地域防災計画(修正  
案)  
災害対策基本法に基づき、  
市域および住民の生命、身体・  
財産を災害から保護するため  
に、計画を策定しています。  
今回は、国・府の計画修正  
に伴い、市の計画についても  
修正を行うものです。  
**意見の提出期間** 12月15日  
(金)~1月15日(月)  
**担当課** 危機管理室  
**閲覧場所**  
▽市ホームページ、市役所本  
館2階 情報公開コーナー  
▽①ゆつゆセンター2階  
子育て支援課  
▽②③市役所本館2階 財産  
管理課、政策企画課

▽④市役所第2別館 危機管  
理室  
**意見を提出できる人** 市内在  
住・在勤・在学者、市内に  
事業所(事務所)がある人  
や法人・団体、この案件に  
利害関係がある人や法人・  
団体  
**意見の提出方法** 意見書(様  
式自由)に住所、名前(団  
体名)を記入し、①②④の  
提出期限(消印有効)まで  
に、担当課に持参・郵送①  
(TEL.761-0034 天野  
が原町5-5-1)②④  
(TEL.761-8501(住所  
記入不要))か、次のとおり  
①eメール(kosodate@city.  
katano.osaka.jp)、ファクス  
(0662・05220)  
②eメール(zaikan@city.kata  
no.osaka.jp)、ファクス(8  
91・5046)  
③eメール(kikaku@city.kata  
no.osaka.jp)、ファクス(8  
91・5046)  
④eメール(ansh@city.kata  
no.osaka.jp)、ファクス(8  
92・20030)  
※提出された意見の全部か一部  
を公表することがあります。  
※個別の回答はしません。



## 税務室からのお知らせ

### ・事業者のみなさんへ

### ・固定資産税の減額

問い合わせ 税務室市民税係・固定資産税係  
(TEL 892・0121)

■事業者のみなさんへ  
▽給与支払報告書の提出をお願いします(市・府民税)  
30年1月1日現在、交野市に居住する人に給与・賞金など(専従者給与・パート・アルバイト代含む)を支払った人(給与支払者)は、交野市宛てに給与支払報告書を提出してください。  
提出の際は、「平成30年度市町村に提出する給与支払報告書の作成及び提出についての手引書」などを参考にしてください。  
提出書類 給与支払報告書(総括表と個人別明細書)

提出期限 1月31日(水)まで  
提出先 市役所本館1階 税務室市民税係  
※eLTAxでの提出も可能  
▽特別徴収をお願いします(市・府民税)  
府と府内市町村では、30年度から原則、すべての給与支払者を特別徴収義務者に指定し、市・府民税の給与からの特別徴収を徹底します。  
市・府民税の特別徴収とは、給与支払者が所得税の源泉徴収と同様に、毎月の給与を支払う際に従業員の市・府民税を差し引いて、納税義務者である従業員に代わって、従業員の居住する市町村に納入する制度です。また、地方税法の規定により、所得税の源泉徴収義務のある給与支払者は、特別徴収義務者として、市・府民税の特別徴収を行うことと定められています。  
※特別徴収推進の取り組みについては、府ホームページをご覧ください。

■償却資産の申告をお願いします(固定資産税)  
事業用の固定資産(土地・家屋・自動車を除く)は、償却資産として固定資産税の課税対象となります。  
税務室固定資産税係が、ホームページ(<http://www.city.katano.osaka.jp/soshiki/zeimu/>)

税対象となります。  
市内で償却資産を所有している人(法人・個人)は、30年1月1日現在の資産状況を申告してください。  
提出書類 償却資産申告書(および種類別明細書)  
提出期限 1月31日(水)まで  
※eLTAxでの提出も可能  
申告対象資産の例  
▽舗装路面、門、塀、外構工事、看板、屋外給排水設備など(駐車場・アパート経営)  
▽各種産業用機械および装置(土木・建設・医療用など)  
▽机、椅子、ロッカー、パソコン、エアコンなどの備品  
※フォークリフト、農耕用トラクターなどは償却資産ではなく、軽自動車税での課税となるため、軽自動車税の登録申告をお願いします。  
■住宅の改修工事に伴う固定資産税の減額について  
下表の要件を満たす住宅の改修工事を行った場合、申告することで家屋の固定資産税が減額されます。

	耐震改修工事	バリアフリー改修工事	省エネ改修工事(熱損失防止改修工事)
対象となる住宅	昭和57年1月1日以前に建築された住宅	新築後10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く)	平成20年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)
対象となる改修工事	現行の耐震基準に適合する改修工事	▷65歳以上の高齢者などが居住している ▷廊下の拡幅、浴室・トイレの改良、手すりの取り付け、床の段差解消などの改修工事	▷現行の省エネ基準に適合する改修工事 ▷窓の断熱改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など)、床・天井・壁の断熱改修工事
		▷改修後の住宅の床面積が50㎡以上	
減額の内容	家屋に係る固定資産税額の2分の1が減額(1戸あたり120㎡が上限)	家屋に係る固定資産税額の3分の1が減額(1戸あたり100㎡が上限)	家屋に係る固定資産税額の3分の1が減額(1戸あたり120㎡が上限)
減額の期間	工事が完了した年の翌年度分のみ		

※土地および都市計画税の減額はありません。また、耐震改修工事の減額は、他の制度と重複適用はできません。

## 放課後児童会の30年度入会申請

問い合わせ 青少年育成課  
(TEL 892・7721)

名称	実施場所	住所
私市児童会	私市小学校内	私市9-5-10
藤が尾児童会	藤が尾小学校内	星田北2-45-1
旭児童会	旭小学校内	星田4-18-1
長宝寺児童会	長宝寺小学校内	郡津1-43-1
○妙見坂児童会	妙見坂小学校内	妙見坂7-20-1
○倉治児童会	倉治小学校校庭	倉治1-15-1
○岩船児童会	岩船小学校内	森北1-25-1
郡津児童会分室	郡津児童会分室	私部4-11-8
郡津児童会	郡津小学校内	郡津4-13-1
○星田児童会	星田小学校内	星田3-33-4
交野児童会分室	交野小学校内	私部1-54-1
交野児童会	交野小学校校庭	私部1-54-1

### 放課後児童会一覧

会待機となる場合があります。  
すのこ、1人1人承ったま。

費用

▽月会費 5000円(同一世帯で2人目以降の児童は2500円)  
※減免制度があります。

▽育成活動費 月額3010円(おやつ代など)

※減免制度はありません。

申請用紙の配布 下表のとおり

申し込み 1月5日(金)～12日(金)までに申請書類一式を添えて、青少年育成課

※申請受付の時間については、配布書類に記載していますので、ご覧ください。

※低学年から順次案内します。高学年は入会申請を行っても新規・継続入会にかかわらず、定員になり次第、入

### 申請用紙の配布場所と時間(12月1日(金)から配布)

青少年育成課(青年の家内)	9:00～20:00(日・月曜日、12月28日・1月4日は17:00まで)
各児童会	13:00～18:30(右表○印の児童会のみ、土曜日8:30～18:30も配布、日曜日・祝日・第4土曜日は休会)

※12月23日(祝)・12月29日(金)～1月3日(水)・1月8日(祝)は休館日のため、青少年育成課・児童会とも配布はしません。

## 滞納徴収・税収確保重点月間

問い合わせ 税務室・医療保険課  
(TEL 892・0121)

払込)をご利用ください。  
■税収確保重点月間  
12月は「税収確保重点月間」です。税収入の確保に向けた取り組みにご理解とご協力をお願いいたします。  
府は、市町村と連携し、滞納者に対する徹底した催告や財産の差し押さえなどを行い、納期内に納税された人との税の公平性を確保します。  
問い合わせ 北河内府税事務所(TEL 844・1331)

### 滞納徴収重点月間

市は、市税や保険料の負担の公平性の確保を図るため、12月を「滞納徴収重点月間」と定め、市税・保険料の滞納者に対して、催告を強化するとともに、休日開庁を実施します。

市へ納付に関する連絡のないます滞納すると、差し押さえなどの滞納処分を行いますので、早急に税務室、医療保険課まで連絡してください。

なお、市税(市・府民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税)や保険料の納付には、便利で確実な口座振替(自動

### 市税・保険料の休日納付相談

平日、仕事などで忙しい人はご利用ください。

とき 12月17日(日)午前10時～午後3時

ところ 市役所本館1階(市税=税務室、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料=医療保険課)



2. 給与の状況②

(4)職員手当の状況				
①期末・勤勉手当の状況(28年度)		③その他の職員手当(29年4月1日現在)		
区分	支給割合		区分	支給内容
	期末手当	勤勉手当		
6月期	1.225月分	0.800月分	扶養手当	配偶者10,000円、父母など6,500円、子8,000円、配偶者がいない場合の1人目の子は10,000円、16～22歳までの子は1人につき5,000円加算
	(0.65月分)	(0.375月分)		
12月期	1.375月分	0.900月分	住居手当	借家(最高支給限度額)27,000円
	(0.8月分)	(0.425月分)		
※( )内は、再任用職員に係るものです。 ※国と同様の支給割合です。				
<b>職制上の段階や職務の級などによる加算措置</b>				
理事・部長級：20% 次長・課長級：15% 課長代理級：10% 係長級：5%				
②退職手当の状況(28年度)		③その他の職員手当(29年4月1日現在) 交通機関利用者は6か月定期代で一括支給(1か月あたり55,000円上限)、交通用具等利用者は距離により2,000～31,600円(2*。未満を除く) 管理職手当 理事79,000円、部長66,000円、次長56,000円、課長51,000円、課長代理42,000円 地域手当 「給料+扶養手当+管理職手当」の10% 特殊勤務手当 市が9種類、水道局が3種類 主な手当の内容は、ごみ収集作業手当500円/日、し尿等処理作業手当350円/日、消防職員業務手当水火災200円/件・救急100円/件、有害危険物取扱業務従事手当100円/日 時間外勤務手当 正規の勤務時間以外に勤務を命じられた場合、1時間あたり給与額に125/100～160/100を乗じた額 休日勤務手当 休日に勤務を命じられた場合、1時間あたり給与額に135/100～160/100を乗じた額 夜間勤務手当 正規の勤務時間として、午後10時～午前5時に勤務をした場合、1時間あたり給与額に25/100を乗じた額		
区分	支給割合			
	自己都合			勸奨・定年・その他
勤続20年	20.445月分			25.55625月分
同25年	29.145月分			34.5825月分
同35年	41.325月分			49.59月分
最高限度額	49.59月分			49.59月分
加算措置	定年前勸奨退職者 2～20%			
平均支給額	449万円	2,285万円		

※平均支給額は、28年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(5)特別職の報酬などの状況(29年4月1日現在)				
区分	28年度支給割合		退職手当	退職手当支給時期
	給料・報酬月額	期末手当		
市長	742,500円	4.15月分	給料月額×30/100×在職月数	任期毎
副市長	700,000円	4.15月分	給料月額×25/100×在職月数	任期毎
議長	621,000円	4.15月分		
副議長	571,500円	4.15月分		
議員	540,000円	4.15月分		



市の人事行政の公平性や透明性をより高めるため、現在の運営状況をお知らせします。今回の内容は概要版です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

人事行政の運営などの状況(概要版)

問い合わせ 人事課  
(TEL 892・0121)

1. 職員の任免および職員数の状況

(1)任免の状況(再任用職員は除く)				
①職員採用の状況(29年4月1日)				
区分	採用人数			
事務職	5人			
技術職	4人			
消防職	3人			
指導主事	4人			
特定任期付職員	1人			
任期付職員	4人			
合計	21人			
②退職の状況(28年度)				
区分	定年	勸奨	死亡	自己都合他
事務職	4人	—	—	3人
技術職	1人	—	—	4人
消防職	2人	—	—	1人
技能労務職	1人	1人	—	2人
指導主事	—	—	—	3人
任期付職員	—	—	—	3人
合計	8人	1人	0人	16人

(2)部門別職員数の状況(単位：人)				
部門	区分	職員数		対前年増減数
		28年	29年	
一般行政	議会	6	6	0
	総務	77	79	2
	税務	23	23	0
	民生	99	93	-6
	衛生	69	65	-4
	労働	0	0	0
	農林水産	5	5	0
	商工	4	4	0
	土木	32	33	1
	小計	315	308	-7
特別行政	教育	88	90	2
	消防	75	76	1
	小計	163	166	3
公営企業など	水道	25	26	1
	下水道	7	8	1
	その他	26	26	0
	小計	58	60	2
合計[条例の定数]	536[733]	534[733]	-2	
教育長除く計	536	534	-2	

※定員管理調査による一般職に属する職員数であり、臨時・非常勤職員を除きます。  
※フルタイム勤務の再任用職員は定数に含まれます。

2. 給与の状況①

(1)人件費の状況(普通<一般>会計決算)	
区分	28年度
住民基本台帳人口(29年3月31日現在)	77,913人
歳出額(A)	232億4,067万円
実質収支	4億2,699万円
人件費(B)	48億7,356万円
人件費率(B/A)	21.0%
27年度の人件費率	18.7%

※人件費には、市長・副市長・議員・各種行政委員の非常勤特別職の給料・報酬を含みます。

(2)職員給与費の状況(普通<一般>会計予算)		
区分	29年度	
職員数(A)	504人	
給与費	給料	18億8,000万円
	職員手当	3億8,981万円
	期末・勤勉手当	7億9,764万円
	計(B)	30億6,745万円
1人あたり給与費(B/A)	609万円	

※職員数・給与費は、29年度の当初予算です。  
※職員手当には、退職手当は含まれません。

(3)職員(一般行政職)の初任給および経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(29年4月1日現在)				
区分	初任給	経験年数10年	同15年	同20年
大学卒	191,700円	262,317円	286,450円	348,354円
高校卒	161,700円	—	264,900円	306,650円



## 28年度 水道事業の決算

問い合わせ 水道局  
(TEL 891・0016)

28年度の水道事業について、お知らせします。  
※( )内は、27年度との比較

■業務実績  
給水人口 7万7877人(36人減)  
年間総配水量 768万8555立方メートル(2万9778立方メートル・39%減)  
有収率 97.0%(0.4ポイント増)  
有収水量 746万1352立方メートル(6641立方メートル・0.09%増)

■経営状況  
給水収益 11億7240万9千円(370万2千円減、0.31%減)  
総収益 16億8083万1千円

損益計算書(28年4月1日～29年3月31日、消費税抜き、単位:円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
水道事業費用	1,361,781,425	水道事業収益	1,680,831,473
営業費用	1,208,385,646	営業収益	1,246,512,436
原水及び浄水費	380,808,852	給水収益	1,172,408,967
配水及び給水費	170,893,456	受託工事収益	8,078,426
受託工事費	7,344,904	その他営業収益	66,025,043
総係費	253,757,763	営業外収益	124,248,487
減価償却費	366,995,542	受取利息	7,187,802
資産減耗費	28,585,129	分担金	60,376,000
営業外費用	152,679,488	雑収益	498,734
支払い利息及び企業債取扱諸費	151,792,671	長期前受金戻入	56,185,951
雑支出	886,817	特別利益	310,070,550
特別損失	716,291	修繕引当金戻入※	310,070,550
過年度損益修正損	716,291		
賞与引当金繰入額	0		
貸倒引当金繰入額	0		
当年度純利益	319,050,048		
計	1,680,831,473	計	1,680,831,473

※修繕引当金を取り崩したものであり、現金収入を伴う利益ではありません。

貸借対照表(29年3月31日、消費税抜き、単位:円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
固定資産	12,971,420,999	固定負債	8,772,277,195
有形固定資産	12,951,102,599	企業債	8,562,710,532
無形固定資産	318,400	引当金	209,566,663
投資	20,000,000	流動負債	652,107,437
流動資産	3,476,691,162	企業債	289,508,416
現金預金	3,128,839,736	未払金	228,111,439
		前受金	23,061,500
		その他流動負債	93,437,440
未収金	323,684,292	引当金	17,988,642
貯蔵品	6,035,203	繰延収益	1,566,427,967
前払金	23,976,000	長期前受金	2,743,760,914
貸倒引当金	△5,844,069	収益化累計額	△1,177,332,947
		(資本の部)	
		資本金	307,349,667
		剰余金	5,149,949,895
		資本剰余金	1,413,080,997
		利益剰余金	3,736,868,898
計	16,448,112,161	計	16,448,112,161

事業費用 13億6178万1千円(7754万円増、6.04%増)  
純利益 3億1905万円(2億6395万5千円増、47.9.09%増)

■新ごみ処理施設整備に伴う建設工事  
▽磐船加圧ポンプ場外電気設備

■改良工事  
▽下水道工事に伴う私部5丁目地内配水管移設工事  
▽低区配水池外周道路改修工事  
▽私市山手1・2丁目地内配水管布設工事(第1工区)

▽加圧ポンプ場・配水池築造工事  
▽送・配水管布設工事(第8工区)

1立方メートルあたりの費用構成比

科目	構成比	1㎡あたり費用
職員給与費	16.67%	28円99銭
支払利息	11.70%	20円34銭
減価償却費	28.29%	49円19銭
長期前受金戻入	△4.33%	△7円53銭
動力費	8.85%	15円39銭
修繕費	2.81%	4円89銭
材料費	0.04%	6銭
薬品費	0.31%	55銭
受水費	13.06%	22円72銭
その他	22.60%	39円30銭
計	100.0%	173円90銭

### 3. 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間の状況(29年4月1日現在)	
1週間の勤務時間	1日の勤務時間
38時間45分	7時間45分
始業 午前9時	終業 午後5時30分

※休憩は正午～午後0時45分です。  
※施設など、特別な勤務形態をとる職場は、始業・終業時間が異なる場合があります。

(2)年次有給休暇の状況(28年度)	
総付与日数	総取得日数
19,956日	6,133日
対象職員数	平均取得日数
527人	11.6日
取得率	※年度途中の退職者や派遣職員、短時間再任用職員などを除きます。
30.7%	

### 4. 分限・懲戒処分の状況(28年度)

分限処分	
休職など	37件
懲戒処分	
減給	1件

### 5. サービスの状況(28年度)

職務専念義務の免除	営利企業などの従事許可
19件	5件

※職務専念義務が免除されるのは、研修や福利厚生事業に参加する場合などです。  
※営利企業などの従事許可とは、営利企業その他の団体の役員などの地位を兼ねる場合などに、任命権者の許可が必要となるものです。

### 6. 研修・勤務成績の評定(28年度)

(1)研修の状況			
①人事課主催研修			
新入職員研修	人権研修	法制執務研修	
22人	16人	69人	
財政研修	環境研修	その他(延べ人数)	
78人	50人	488人	
②派遣研修			
マッセ大阪	その他(全国市町村国際文化研修所・日本経営協会など)		
86人	54人		
③各機関などにおける研修			
教育委員会	消防本部	市議会	農業委員会
42人	49人	12人	3人
選挙管理委員会		監査委員	水道局
17人		15人	18人

(2)自己啓発に関する経費助成		
区分	件数	概要
通信教育講座・連続講座修了	6件	各種講座、語学、大学院など
資格取得	12件	幼稚園教諭の教諭免許取得および更新、精神保健福祉士など

(3)勤務成績の評定の状況  
目標管理型人事評価制度を実施。職員の資質向上を目的に、所属長が職員への指導などを行う中で、職員に対する評価を行い、人事配置や職員の処遇に反映しています。

### 7. 福祉・利益の保護の状況(28年度)

(1)健康診断の状況	(2)福利厚生の状況	(3)公務災害補償の状況
定期健康診断、有機溶剤従事者健診、睦と福祉の増進を目的として福利厚生事業を実施しています。VDT作業健診、頸肩腕痛・腰痛検査など	市職員厚生会では、職員とその家族を対象に職員相互の親和性向上を目的として、厚生会の事業＝健康管理・増進事業、宿泊利用補助事業、レクリエーション事業など	公務災害申請件数 4件 通勤災害申請件数 1件

### 8. 公平委員会の報告事項(28年度)

(1)勤務条件に関する措置要求の状況＝該当なし	(2)不利益処分に関する不服申し立ての状況＝該当なし
職員は、地方公務員法により、給与・勤務時間・その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができます。	職員は、地方公務員法により、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。